

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価
by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下の通りサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

三井住友ファイナンス&リース株式会社の サステナブルファイナンスフレームワークに SU1(F)を付与

発行体 / 借入人 : 三井住友ファイナンス&リース株式会社

評価対象 : 三井住友ファイナンス&リース株式会社
サステナブルファイナンスフレームワーク

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	SU 1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

三井住友ファイナンス&リース株式会社（当社）は、2007年10月に住商リース株式会社（1963年2月設立、1968年5月リース事業開始）と三井住友銀リース株式会社（1968年9月設立）が合併して発足した。三井住友フィナンシャルグループ（SMBCグループ）と住友商事が夫々50%ずつ出資する両社の持分法適用会社で両株主の戦略的共同事業に位置付けられ、SMBCグループの広範な顧客基盤や資金調達力および住友商事の全世界に展開するネットワークや情報力など両株主の経営資源を活用できるのが強みとなっている。事業セグメントは、「国内リース事業」「不動産事業」「トランスポート事業」「国際事業」の4つがあり、リースをはじめ幅広い金融機能を持つ事業会社として、日本で27都市32拠点、世界では東アジア、東南アジア、北米、欧州の10カ国16拠点で事業を展開している。

当社は、経営理念、経営方針、価値観、基本姿勢を示した「SMFL Way」における Our Vision（私たちの目指す姿）の一つに“SDGs経営で未来に選ばれる企業”を掲げている。将来世代が求める世界と向き合い、SDGs経営を成長戦略と位置づけ、社会の持続的発展に貢献していく。SDGs経営では、当社の事業と関連が深い「環境」「次世代」「コミュニティ」「働きがい」の4つをSDGsの重点課題（マテリアリティ）に選定し、社会課題の解決に寄与するビジネスを推進している。2022年4月には中長期環境目標を設定し、①当社（国内・単体）の温室効果ガス排出量ネットゼロの実現（2023年度まで）、②当社グループ（連結）の

温室効果ガス排出量ネットゼロの実現（2025年度まで）、③サステナブル関連ビジネス累計契約額 1兆円の達成（2020年度から2029年度）を定めている。

今後もサステナビリティに係る課題解決に資する商品・サービスの提供・開発に努め、当社グループのサステナブル関連ビジネスの領域を拡大することで、中長期環境目標の達成を目指している。

今般の評価対象は、当社が債券または借入金等（サステナビリティファイナンス）の手段により調達する資金を、環境改善効果および社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナブルファイナンスフレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）¹」、「ソーシャルボンド原則（2021年版）²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2021年版）³」、「グリーンローン原則（2021年版）⁴」、「ソーシャルローン原則（2021年版）⁵」、「グリーンボンドガイドライン（2022年版）⁶」、「グリーンローンガイドライン（2022年版）⁷」および「ソーシャルボンドガイドライン⁸」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、ローン市場協会（LMA）、環境省および金融庁がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

当社では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリア「再生可能エネルギー」「グリーンビルディング」「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」を満たすグリーンプロジェクトおよび/またはソーシャルプロジェクトに対するファイナンスまたはリファイナンスに充当する予定である。JCRは、資金使途の対象はいずれも環境改善効果または社会的便益があると評価している。

資金使途の対象は、専門的な知見を有する部署が確認したうえで経営陣の決定の下で選定されていること、資金管理方法は明確に定められ、適切に管理されることが予定されていること、レポートングに關し必要な事項について開示予定であることなどから、JCRは本フレームワークのもとで行われるサステナビリティファイナンスの管理・運営体制が確立され透明性も高いこと、当社の経営陣が、サステナビリティについて重要度の高い優先課題として位置付けていることを確認した。

以上より、本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Market Association) Green Bond Principles 2021
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

² ICMA Social Bond Principles 2021
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

³ ICMA Sustainability Bond Guidelines 2021
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>

⁴ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association), LSTA (Loan Syndications and Trading Association)
Green Loan Principles 2021
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁵ LMA, APLMA, LSTA Social Loan Principles 2021
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁶ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf>

⁷ 環境省 グリーンローンガイドライン 2022年版
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf> (pp. 72-119)

⁸ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境および社会にネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

当社はサステナブルファイナンスフレームワークを策定した。本フレームワークは、グリーンプロジェクトのみを資金使途としてグリーンファイナンス、ソーシャルプロジェクトのみを資金使途としてソーシャルファイナンス、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトを資金使途としてサステナビリティファイナンスによる調達を行うことのできる仕組みとなっている。

<資金使途にかかる本フレームワーク>

① グリーン適格クライテリア

調達された資金は、以下のグリーン適格クライテリアのいずれかを満たす新規または既存の支出およびファイナンスに充当される予定です。子会社であるSMFLみらいパートナーズ(株)が取り組む場合は、同社に対する貸付金が対象となります。

ア. 再生可能エネルギー

以下の(ア)～(オ)のいずれかの再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備の購入、開発、建設、運営等に関する支出およびファイナンスで、その資金使途となる事業の環境改善効果およびネガティブな効果を、適切に見極めたもの。

ただし、i)サステナブルファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に事業を開始もしくは取得したもの、ii)サステナブルファイナンスの実行日以後に事業開始が予定されたものに限定します。

(ア) 太陽光発電

(イ) 風力発電

(ウ) バイオマス発電

燃料を持続可能な植物由来の資源とするものに限定し、非RSPO認証パーム油事業からの廃棄物、泥炭、パーム油および認証を受けていない非廃棄物のバイオマス原料に該当しないものを使用します。

(エ) 地熱発電

(オ) 小水力発電

大規模な開発を伴わず実施することができるものに限定します。

イ. グリーンビルディング

以下の(ア)～(オ)のいずれかの環境認証を取得済みまたは取得予定の資産の購入、土地取得費、企画開発費、建設費、等に関する支出およびファイナ

ンス。

ただし、i)サステナブルファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に竣工された物件もしくは環境認証を取得・更新したもの、ii)サステナブルファイナンスの実行日以後に環境認証の取得が予定されるものに限定します。

(ア) LEED : Platinum、GoldまたはSilver

(イ) CASBEE(不動産評価認証または建築認証) : Sランク、AランクまたはB+ランク

(ウ) DBJ Green Building 認証 : 5つ星、4つ星または3つ星

(エ) BELS 評価 : 5つ星、4つ星または3つ星

(オ) BREEAM : Outstanding、ExcellentまたはVery Good

② ソーシャル適格クライテリア

調達された資金は、以下のソーシャル適格クライテリアのいずれかを満たす新規または既存の支出およびファイナンスに充当される予定です。子会社である SMFL LCI Helicopters Limited、SMFL みらいパートナーズ(株)が取り組む場合は、同社に対する貸付金が対象となります。

ア. 必要不可欠なサービスへのアクセス

緊急医療搬送、探索救難等を主な用途としたヘリコプターリース事業に係るヘリコプターの購入に関する支出およびファイナンス。

ただし、i)サステナブルファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に取引を開始もしくは機材取得したもの、ii)サステナブルファイナンスの実行日以後に取引開始が予定されているものに限定します。

<対象となる人々>

- ・ 輸送手段が限定的である企業または地理的に輸送が困難な状況に置かれている地域企業・人々
- ・ 遠隔地域や事故現場などからの緊急を要する医療搬送や病院間の搬送を含む医療サービスを必要とする人々
- ・ 山岳・沿岸海域での災害・事故等により救助を必要とする人々

イ. 社会経済的向上とエンパワーメント

株式会社ザイマックスと事業展開パートナーシップ契約のもと推進する法人向けの会員制サテライトオフィスサービス「ZXY(ジザイ)」における事業施設の借り受けや設備機器の購入に係る支出およびファイナンス。

ただし、i)サステナブルファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に事業を開始もしくは取得したもの、ii)サステナブルファイナンスの実行日以後に事業開始が予定されたものに限定します。

<対象となる人々>

- ・ 介護や育児との両立、新型コロナウイルスの感染症の拡大等により、多様な働き方を必要とする企業や個人

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

a. プロジェクトの環境改善効果および社会的便益について

i. 資金使途の 100%について、環境改善効果もしくは社会的便益が期待されるものである。

資金使途の環境改善効果について

ア. 再生可能エネルギー

当社は本フレームワークにおいて、当社および SMFL みらいパートナーズ株式会社（みらいパートナーズ）が購入・開発・建設・運営等を行っている、または予定している、太陽光発電・水力発電、風力・バイオマス発電・地熱発電の再生可能エネルギー関連施設を資金使途の対象としている。

太陽光発電・風力発電・水力発電・バイオマス発電・地熱発電は、化石燃料を代替することで CO₂ 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。なお、当社はグリーン適格性を担保するため、いずれのプロジェクトにおいても事業に必要な許認可の取得、法令で定められた環境影響評価の終了や地域住民への説明を適宜実施している。

当社は太陽光発電を中心に、再生可能エネルギー発電への事業投資、プロジェクトファイナンス等を推進している。太陽光発電事業に関しては、2025 年度末に向け国内トップ 5 の目標を掲げ、更なる事業拡大を進めている。

表 1：再生可能エネルギー実績（2023 年 1 月末時点）

	太陽光	風力	バイオマス	水力	地熱
発電出力	1,131MW (400MW)*	164MW	84MW	16MW	5MW
件数	1,844 件	17 件	9 件	14 件	2 件

(*) 発電事業投資分：発電出力は当社持分比率で按分の上算出

(出所：当社提供資料参考に JCR 作成)

2021 年 10 月に経済産業省が公表した「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減するため、国内の発電量の約 36~38%を太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーで賄うことを目標に、最大限の導入を図るものとしている。これより、JCR は当社グループの再生可能エネルギープロジェクトについて、環境改善効果の高いものと評価している。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

イ. グリーンビルディング

当社の不動産事業を担うみらいパートナーズの不動産ブランド「NEWNO（ニューノ）」を 2021 年 7 月に立ち上げ、当該ブランドでは、環境と働く人の健康に配慮し、快適性に優れた不動産開発、また地域コミュニティの活性化に取り組み、原則としてグリーンビルディング認証の取得を進めている。

当社は本フレームワークにおいて、当社およびみらいパートナーズが所有・リースするグリーンビルディングは、LEED 認証、CASBEE 建築、DBJ Green Building 認証、BELS 認証、BREEAM 認証にお

ける上位3ランクのいずれかの認証を取得・更新したもの、または取得が予定されている物件を資金使途の対象としている。

個々の認証の詳細は後述するとおり、いずれも地域、国または国際的に認知された環境認証である。これより、JCRは、適格クライテリアに合うランクを取得しているプロジェクトは環境改善効果を有すると評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEEDとは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。2021年現在、160以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。LEEDは、Leadership in Energy and Environment Designの頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。認証の種類には、BD+C（建築設計および建設）、ID+C（インテリア設計および建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）の5種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがって当社が適格クライテリアとして定めたSilver以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEとは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発されたCASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般当社が適格クライテリアとして定めたB+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においてはBEEが1.0以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、またCASBEE-不動産においても、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当の物件であることから、環境改善効果があるとJCRは評価している。

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約20%と想定されている⁹。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位10%（5つ星）、上位30%（4つ星）、上位60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、JCRは当社の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

2021年6月に経済産業省より公表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における住宅・建築物産業の成長戦略では、後述の2030年の目標を達成すべく、省エネ改修の推進等を可能なかぎり進めていくとしている。したがって、当社が環境認証レベルの高い建物の取得や、高い環境改善効果を目指した物件の取得を積極的に行うことは、我が国の省エネルギー政策とも整合的である。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI（Building Energy Index）によって1つから5つにランク分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1つ星は既存の省エネ基準、2つ星は省エネ基準を満たしている。

当社が適格としたBELSにおける3つ星以上の建物は、省エネ性能（非住宅：BEI値0.8以下）を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

⁹ 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」（2019年2月 DBJ Green Building 認証 Web サイト）

BREEAM

BREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method)は英国建築研究所BRE(Building Research Establishment)と、エネルギー・環境コンサルタントのECD(Energy and Environment)によって1990年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。

BREEAMは法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大10分野で評価される。また、既存建築および新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding(とても素晴らしい)、Excellent(素晴らしい)、Very Good(とても良い)、Good(良い)、Pass(合格)の5段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階のCO₂排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、当社が適格クライテリアとして定めたVery Good以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「グリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

資金使途の社会的便益について

ア. 必要不可欠なサービスへのアクセス

当社は本フレームワークにおいて、緊急医療搬送、探索救難等を用途としたヘリコプターリース事業に係るヘリコプターの購入資金を資金使途としている。

急峻な地形へのアクセスも可能な高い機動性を持つヘリコプターは、離島・山岳など交通アクセスに難のある地域での医療搬送や、救難・探索・その他の災害対応など、緊急性の高い局面と分野でその実力を発揮し、これらを必要とする人々やコミュニティに対し社会的課題の解決を通して便益をもたらす。

市場予測によると、2019年から2030年までの世界のヘリコプター需要は年平均約3%（乗員数4人超の機材。全世界で約21,000機から28,000機へ）の成長が見込まれる。特に新興国地域を多く含むアジアでは、世界全体に占める地域別シェアが23%から27%にまで伸びるとの見通しもあり、前途有望なエリアとなっている。

また、日本国内では、昨今のコロナや自然災害に起因する搬送ニーズの高まりや、自治体等の医療・防災サービス拡充のための需要増加など、年平均2%の成長が期待されている。

その背景を受け、当社のヘリコプター事業については、2020年6月、当社90%、LCI Investments Limited(以下、「LCI」)10%出資によるSMFL LCI Helicopters Limited(以下、「SMFLH」)を設立し、事業開始時は19機だった保有機数を、2022年12月末日時点で54機まで増やした。今後も増加が見込まれる医療搬送等の需要に対するヘリコプターの提供により事業を拡大させ、業界2位のLCIと共に、SMFLHを通じて上述の社会課題解決に貢献していく。

以上より、緊急医療搬送、探索救難等を主な用途としたヘリコプターリース事業に係るヘリコプターの購入は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」に定義されているプロジェクトのうち、「救助を必要とする人々」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

イ. 社会経済的向上とエンパワーメント

当社は本フレームワークにおいて、サテライトオフィスサービス「ZXY（ジザイ）」における事業施設の賃借料や設備機器の購入資金を資金使途としている。

テレワークとは、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をさす。本来勤務する場所から離れて、自宅もしくは自宅近くの場所で仕事を行うことにより、介護や育児との両立をしながら働くことのみならず、ワークライフバランスの実現、生産性の向上、地域の活性化などへも寄与しうる、働き方改革の実現に資する働き方である。また、大災害発生時や感染症の流行時には、BCPの観点からも重視されている。

SDGsアクションプランにおいては、働き方改革が「SDGsを推進するための主な取組一覧」の一つに含まれており、一億総活躍社会、女性の社会進出などの日本の目標を働き方改革などにより実現させていくとしている。また、昨今の新型コロナウイルスの影響によるテレワークを中心とした「新しい生活様式」が求められている。

テレワークには、在宅勤務、モバイルワークおよびサテライトオフィスの選択肢があるが、自宅には家族が生活していて集中できない、また十分なビジネスインフラの整っていない等、在宅勤務では生産性が上がらないと考える労働者は多い。そのような制限を緩和する方法としてサテライトオフィス需要は増加傾向にある。

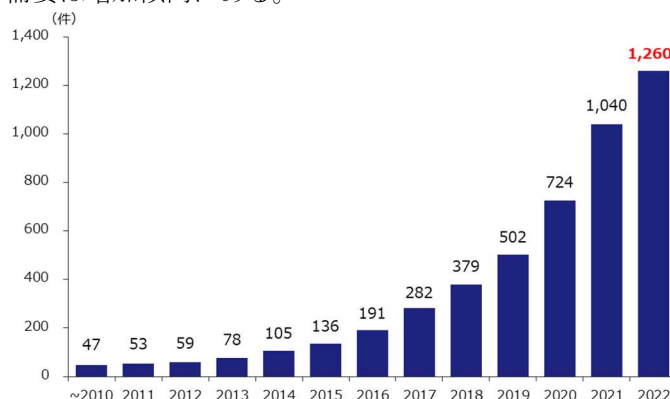


図2 フレキシブルオフィス¹⁰の拠点数（東京23区内）
（出所：株式会社ザイマックス不動産総合研究所「フレキシブル市場調査2023」）

サテライトオフィスサービス「ZXY（ジザイ）」は、株式会社ザイマックスが推進する法人向けの会員制サテライトオフィスサービスである。2020年12月にみらいパートナーズとザイマックスが事業展開パートナーシップ契約を結び、首都圏を中心にサテライトオフィスを250拠点以上展開して、多くの労働者に向けて多様な働き方が可能な社会の実現に貢献してきた。

当社グループは、サテライトオフィス事業を、マテリアリティ（重点課題）の1つ「コミュニティ」に当てはまると考え、地域社会の持続的な発展への貢献に向けて取り組んでいることから、本フレームワークの対象に選定した。

¹⁰ フレキシブルオフィス：一般的なオフィスの賃貸借契約によらず、利用契約・定期建物賃貸借契約などさまざまな契約形態で、事業者が主に法人および個人事業主に提供するワークプレイスサービス

以上より、サテライトオフィスサービスは、「ソーシャルボンド原則」「ソーシャルローン原則」に定義されているプロジェクトのうち、「より多様な働き方を必要とする人々」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」として社会的便益があると評価している。

b. 環境・社会的リスクへの対応について

<環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク>

SMFL は、対象事業の周辺環境へのネガティブな影響について、事業選定段階において、関連法令・条例・ガイドライン等が遵守されていること、また、建設・開発等に際して、地域住民への説明がなされ、理解を得た上で実施されていることを確認することとしています。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

当社では、グリーンプロジェクトについて、対象事業が環境関連法令・条例・ガイドライン等の違反および近隣環境への悪影響をリスク要因と考えている。いずれのプロジェクトにおいても事業に必要な許認可の取得、法令で定められた環境影響評価、GHG ライフサイクルアセスメントが事業者を通じて実施されていること、また事業者を通じて地域住民への説明が実施され、理解が得られていることを確認した上で実行される。ソーシャルプロジェクトについては、緊急医療搬送、探索救難等や、BCP、入居者のウェルネスも含めた社会的側面も対象にしており、係るプロジェクトがネガティブな影響につながらないことを確認した上で進められる。

以上より、環境・社会に関するリスクが特定され、適切に回避されていると JCR では判断している。

c. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年層の死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.1 2030 年までに、手頃な価格で信頼性の高い現代的なエネルギーサービスをすべての人々が利用できるようにする。

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう



ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層や弱い立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害を含め、災害による死者や被災者の数を大きく減らし、世界の GDP 比における直接的経済損失を大幅に縮小する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

当社は、経営理念体系の「SMFL Way」のOur Vision（私たちの目指す姿）の一つに“SDGs経営で未来に選ばれる企業”を掲げ、SDGsの重点課題を選定しています。選定にあたっては「ステークホルダーにとっての重要度」と「当社グループにとっての重要度」の2つの観点を踏まえ、社外の専門家のアドバイスを交えながら決定し、マテリアリティ毎の「施策の方向性」「SDGs注力項目」「主要施策」を整理・体系化しています。さらに、中長期環境目標を定め、その達成に向けてサステナブル関連ビジネスの推進・環境負荷軽減に取り組んでいます。例えば、太陽光・風力・水力・バイオマスなどの各種再生可能エネルギー事業における出資やファイナンス、SDGsリース、船舶向けサステナビリティ・リンク・リース/ローンなどの取り組みが挙げられます。サステナブルファイナンスによる調達は、上述の環境方針や戦略に則したものであり、中長期環境目標の達成をより一層推進するためのものです。

当社の環境方針

- ・ 事業活動を通じて、地球環境保全および汚染の予防と企業活動との調和のため積極的な取り組みを行い、社会・経済への貢献に努めます
- ・ 環境負荷軽減型設備のリース・レンタル業務やリース期間満了設備の再利用・適正処分等に積極的に取り組み、商品・情報・ソリューションの提供を通じて、お客様の環境問題への対応を支援します。
- ・ 省資源、省エネルギーおよび廃棄物の減量化・再利用・リサイクルに取り組み、環境負荷低減に努めます。
- ・ 環境関連法令・規則を遵守します。
- ・ 本方針を達成するために環境目的・目標を設定し、定期的見直しを行うことにより環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。
- ・ 本方針については、全社員への周知徹底に努めるとともに、文書化して広く社外にも開示します

<本フレームワークに対するJCRの評価>

当社グループは、企業理念体系としての「SMFL Way」における目指す姿・ありたい姿として「SDGs経営で未来に選ばれる企業」を掲げ、ビジネスと関連の深い「環境」「次世代」「コミュニティ」「働きがい」の4つをマテリアリティに設定し、SDGsの17の目標の内、7つを注力項目に定めている。

当社グループは環境方針に則り、2022年4月には中長期環境目標を策定し、当社グループのGHG排出量（Scope1およびScope2）ネットゼロを達成するとともに、2029年度までに累計1兆円のスステナブル関連ビジネスを通じて顧客や社会の脱炭素化への貢献を図っている。

フレームワークで定めるグリーンプロジェクトは、当社の環境方針およびマテリアリティのうち「環境」に即したものである。また、ソーシャルプロジェクトはマテリアリティのうち「コミュニティ」に寄与すると考えられる。

以上より、JCRでは本フレームワークに基づくグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンスおよびサステナビリティファイナンスの実行は、当社の目標とも整合的であると評価している。

b. 選定基準

JCRは、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ1で確認したとおり、高い環境改善効果および/または社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

サステナブルファイナンスの調達資金が充当されるプロジェクトは、財務部と各事業部が適格クライテリアへの適合性を評価・選定を行い、評価および選定の過程で各事業部は助言を行います。サステナブルファイナンス実行の最終承認は財務部担当役員によってなされます。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

調達資金の用途となるプロジェクトは、財務部と各事業部でグリーン性・ソーシャル性に係る適格クライテリアへの適合性が検討され、各事業部の助言をもって選定される。選定された適格プロジェクトにかかるサステナビリティファイナンスは、財務部担当役員の最終承認をもって決裁される。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、債券による調達の場合、発行登録追補書類「募集または売出しに関する特別記載事項」において開示、ローンによる調達の場合は、フレームワークを当社 Web サイトで開示することを想定している。プレスリリースについては、必要に応じて行う。

これより、JCRは当社のプロセスが適切で、投資家・貸付人等に対する透明性も確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人等によって多種多様であることが通常想定される。本項では、サステナビリティファイナンスにより調達された資金が確実にグリーンプロジェクトおよび/またはソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

(1) 資金充当計画

フレームワークに沿ってサステナブルファイナンスを実行するたびに、実際に資金使途となる事業の状況や性質に合わせて決定します。

(2) 償還期間中の追跡管理方法、総額の管理方法・頻度

当該サステナブルファイナンスによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たす資産に充当されるように財務部が充当と管理を行います。財務部は四半期（or 半期）に一度、所定の手法により資金の充当状況を確認します。対象資産の残高がサステナブルファイナンス残高を下回った場合は、他資産を選定し再充当します。

(3) 未充当資金の運用方法

当該サステナブルファイナンスの調達資金が適格グリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、調達資金は現金または現金等価物にて管理します。

(4) 関連文書の保管要領

サステナブルファイナンスの実行に係る文書は、社内の文書保管ルールに従い、適切な期間保管します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

サステナビリティファイナンスによる調達資金は、速やかに充当対象となるプロジェクトへの取得資金および当該資金のリファイナンスに充当され、未充当資金が長期にわたって発生しないよう調達される予定である。追跡管理およびファイナンス残高の管理は、当社財務部により行われる。資金調達に関する帳票は、償還/返済後7年間保存される。

また、内部監査は、資金調達を行う承認プロセスについて行われ、また会計全般について監査法人による会計監査も行われるため、適切な統制が図られる。

サステナビリティファイナンスの償還/返済前に、資金使途の対象である物件の売却等により未充当資金が発生した場合、再度適格クライテリアに合致する他のプロジェクトに充当される予定となっている。

以上より、JCR は、当社の資金管理は適切であると評価している。

3. レポート体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポートにかかる本フレームワーク>

(1) 資金充当状況に係るレポート

当社 Web サイトにて、調達資金の充当状況を年 1 回開示します。レポート内容については守秘義務の観点も考慮した上で可能な限り公表します。

(2) インパクトレポート

当社 Web サイトにて、資金を充当した事業について、以下の項目を開示可能な範囲で年 1 回開示します。

ア. 再生可能エネルギー

発電量および CO2 排出削減量

イ. グリーンビルディング

環境認証の種類および等級

ウ. 必要不可欠なサービスへのアクセス

アウトプット : 新たに取得したヘリコプターの概要・台数

アウトカム : 所有しているヘリコプターの飛行時間数

エ. 社会経済的向上とエンパワーメント

アウトプット : 「ZXY」が展開するサテライトオフィスの概要・拠点数

アウトカム : サテライトオフィスの会員企業数および資金を充当したサテライトオフィスの座席数

インパクト : 地域に不可欠なインフラ等の開発・整備を通じて、持続可能なコミュニティの構築に貢献する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポート

当社は、サステナビリティファイナンスによる調達資金の充当状況について、年次で Web サイト上にて開示する予定である。調達資金の充当対象に滅失等の大きな変動が生じた場合も当該変動項目について Web サイトに開示することとしている。

JCR は、当社の資金の充当状況にかかるレポートは適切であると評価している。

b. 環境改善効果・社会的便益に係るレポート

JCR では、当社が定めた、グリーンプロジェクトに関する環境改善効果に関するレポート内容、ソーシャルプロジェクトに関するアウトプット、アウトカムが年次で開示される予定である

ことについて、適切であると評価している。また、調達資金の充当、未充当状況についても年次で開示する予定である。

なお、当社では過去発行しているグリーンボンドに関して、従前に策定したグリーンボンドフレームワークで公表した通りのレポートイングを実施しており、適切なレポートイングの運用がなされている。

4. 組織のサステナビリティへの取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣がサステナビリティに係る課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境・社会等を含むサステナビリティに係る分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス発行方針・プロセス、プロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

当社は、経営理念、経営方針、価値観、基本姿勢を示した「SMFL Way」における Our Vision（私たちの目指す姿）の一つに“SDGs 経営で未来に選ばれる企業”を掲げている。将来世代が求める世界と向き合い、SDGs 経営を成長戦略と位置づけ、社会の持続的発展に貢献していく。SDGs 経営では、当社の事業と関連が深い「環境」「次世代」「コミュニティ」、「働きがい」の4つを SDGs の重点課題（マテリアリティ）に選定し、社会課題の解決に寄与するビジネスを推進している。

2022年4月には中長期環境目標を設定し、①当社（国内・単体）の温室効果ガス排出量ネットゼロの実現（2023年度まで）、②当社グループ（連結）の温室効果ガス排出量ネットゼロの実現（2025年度まで）、③サステナブル関連ビジネス累計契約額1兆円の達成（2020年度から2029年度）としている。

この目標は株主である SMBC グループの融資ポートフォリオ全体の GHG 排出量ネットゼロおよび住友商事グループのカーボンニュートラルの2050年達成を背景に定められている。

この目標を達成するための具体的な取り組みとして、①、②については社用車の保有台数・保有形態の最適化やFCV、EVやHVへの切り替え、当社グループの使用電力を再エネ化。③は太陽光・風力・水力・バイオマス等各種再生可能エネルギー事業によるクリーンエネルギーの供給拡大、環境配慮型不動産開発の推進、産業廃棄物の削減・適正処分等3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業の推進が挙げられる。

2022年4月、当社はSDGs経営のさらなる発展を目的に、「サステナビリティ推進室」を新設した（現在は両株主からの出向者も含め8名で構成）。加えて当社は、社長を委員長、企画部担当役員を副委員長、サステナビリティ推進室を事務局とする「SDGs推進委員会」を設置し、前述の中長期環境目標の設定を含め、SDGs経営の取組方針の策定、必要な諸施策の協議および推進を行っている。また当社では、両株主より積極的にサステナビリティに関する情報収集を行っているが、今後高まる非財務情報開示への充実を図るべく、外部コンサルの起用も含め更なる体制強化を検討している。

以上より、当社は経営陣が環境問題および社会課題を優先度の高い重要課題として位置付けていると JCR は評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・菊池 理恵子

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに係る JCR 第三者意見の前提・意義・限界

JCR が付与し提供する第三者意見は、ICMA が策定したサステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）、評価対象の、Loan Market Association（LMA）、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）及び Loan Syndication and Trading Association（LSTA）が策定し、2022年3月に改定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）、環境省が2020年3月に策定し、2022年7月に改訂されたサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたインパクト指標の達成度について、JCR は発行体又は発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

4. サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク評価を実施するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本評価を実施するうえで JCR は、ICMA、環境省及び UNEP FI が策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・環境省 サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しないポジティブ・インパクト・ファイナンス モデル・フレームワーク

5. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供及びサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに係る JCR 第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

6. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

7. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価及びサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価（本評価）及びサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに係る JCR 第三者意見書（本第三者意見書）は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワーク又はサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本評価及び本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本評価及び本第三者意見書は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本評価及び本第三者意見書のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。本評価及び本第三者意見書のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

・JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号

を用いて表示されます。

- ・第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークについて、ICMAによるサステナビリティ・リンク・ボンド原則、Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA) 及び Loan Syndication and Trading Association (LSTA) によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル